

第二十四回国会
衆議院

商工委員會議録第四十五号

昭和三十一年五月九日(水曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 神田 博君
理事 小笠 公昭君 理事 鹿野 彦吉君
理事 小平 久雄君 理事 佐本 一雄君
理事長 谷川 四郎君 理事 永井 勝次郎君
内田 常雄君 菅 太郎君
菅野 和太郎君 椎名 悦三郎君
首藤 新八君 鈴木 周次郎君
田中 角榮君 野田 武夫君
伊藤 卯四郎君 加藤 清二君
佐々木 良作君 佐竹 新市君
多賀谷 貞松君 田中 利勝君
松尾 トシ子君

出席政府委員

總理府事務官 坂根 哲夫君
(公正取引委員) 川野 芳満君
委員事務局長 鈴木 義雄君
(通商産業事務官) 小室 垣夫君
(通商産業事務官) 秋山 武夫君
(通商産業事務官) 小室 垣夫君
(通商産業事務官) 秋山 武夫君
委員外の出席者 専門員 越田 清七君

五月九日

委員山本勝市君辞任につき、その補欠として林唯義君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

繊維工業設備臨時措置法案(内閣提出第八三三号)

○神田委員長 これより会議を開きます。

繊維工業設備臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。質疑を継続いたします。質疑の通告がありますから順次これを許します。加藤清二君。

○加藤(清)委員 御指名によりまして、それではただいま上程されております繊維工業設備制限に関する法案に対して、質問を行いたいと存じます。

まず第一番にお尋ねをいたしたいことは、本法案の原案とも申しますものが、それに対する審議会で答申されたというのを承わっておりますが、この審議会の構成メンバー、それから審議会における審議の概要は報告書で承りましたが、審議された期間、あるいはこの審議会の過去に行なつてこられた業績と申ししようか、歴史と申ししようか、私よくこの審議会のことを存じ上げておりませんので、まず審議会のアウトラインを、私のようになしろうとにもわかるように、一つ御説明願いたいと存じます。

○小室政府委員 昨年八月二日に閣議決定をもつて繊維産業総合対策審議会というものを、通産大臣の諮問機関として設けました。会長は稲垣平太郎さんでありまして、これは繊維各業界の代表者の方々、それからまた中立委員として、たとえば日本銀行の副総裁で

あるとか、大阪商工会議所の会頭であるとか、その他数名の方が参加しております。それからまた特に繊維の従業員の代表というふうなことで、全繊維関係の方が数名参加しております。紡織機の関係の方は、場合によつて御参加願つてもけっこうであるというふうな形になっております。

すが、少数参加して繊維の方の意見に同調するような形になっております。う空気もあつたかに聞いておりますが、結局においてこれは御参加願わないうで発足したわけであります。審議の期間は八月の二日から最終答申の出ました二月の一日まで、ちょうど半年間でございまして、この総合対策審議会が設置されましたのは、当時繊維産業につきまして、今日に比べて不況の状況にもございまして、特に輸出の安売りの問題等が相当深刻でありましたし、また内需についても不況であるというふうなことで、繰返しの問題もすでに表面化してまいりました。ただ繰返だけでは繊維産業の長期にわたる繁栄安定が確保されない、ことに輸出産業としての発展が望めないという

ことで、総合対策を検討する必要があるというところで、この審議会が置かれたわけでございまして。ただいま申しましたように、最終答申は二月七日に出ましたが、中間的には十二月七日に中間の答申が出ております。私どもは中間答申を参考といたしまして政府原案の作成に着手したわけでございまして、答申の内容は、簡単に申し上げますと、

繊維産業は輸出産業として正常の発達をするために、また繊維産業の重要な部分を占めますところの中小企業の安定が確保されるために、設備が無秩序に増設されることを防止したい、これによつて需給の根本的な調節をはかりたいということがその答申の最大のねらいでございまして。もつとも中間答申には、そのほか需給調節の手段としての繰返勧告を法制化する規定、あるいはこれに見合う意味で価格引き下げの勧告に関する規定、こういうものを置いたらどうかというふうな点がございまして、また過剰設備処理に対して政府原案よりももう少し強制的色彩の強い原案が答申されたのであります。けれども、これらの点は諸般の情勢、関係官庁間の話し合いの結果といたしまして、政府原案には盛り込まれておらないということに相なっております。とりあえず簡単であります。

○加藤(清)委員 この審議会の答申によつて現在審議されております法案が作られたというところに相なっておりますが、この答申案の要点と申すものは、一体何と何でございましょうか。

○小室政府委員 答申案の要点は、法案にも盛り込まれておるのであります。要するに繊維品の輸出の正常な発達を確保するために国内の需給調節をやりますためには、設備が無秩序に増設されるというところは困る。ところが現状は、繊維の需給の見通しを、審議会でも慎重に検討いたしました結果、紡績設備の相当部分、また織機につい

ては、綿スフ織機、絹、人絹織機等についてきわめて過剰な状態が看取せられるので、これを登録制にいたしました。無秩序な新増設を抑える。むしろ輸出の発展、内需の発展によつて正常な繊維設備の増大については、これは当然考慮するけれども、これは需給の計算をよくやりまして、秩序のある新増設を認めるということでありまして、それからまた、特に過剰の状況が顕著であります部門については、これを業界の共同行為によつて過剰設備の処理をいたさせる。過剰設備の処理の内容といたしましては、一時的な封鎖的な上げ、あるいは格納、あるいはこれを他の設備に転換をいたしますとか、また最終的にはこれをスクラップにいたします。こういうふうないろいろな方法がございまして、要するに登録制によつて新増設の無秩序な発展を抑えるということ、非常に過剰な状態になつておりますものについてこれを是正いたします。この二点が答申案の最大のねらいでもあります。

○加藤(清)委員 それを額面通り受け取つて本法案の骨子が作られたと解釈してよろしいやうでございますか。

○小室政府委員 おっしゃる通りでございます。

○加藤(清)委員 それでは本法案を審議するに当たっては、どうしてもこの答申案の内容を研究しなければならぬ、それがいいか悪いかをまず検討する必要があります。ある、こういうことになるわ

そこで私のお尋ねしたいのは、纖維業界の安定を期するために機械の制限をするというようなことが初めからわかっておるならば、直接被害を受けるところの機械屋を、なぜこの審議会へへ参加させられなかったか。重工業局長というりっぱな人がちゃんといらっ

しゃりながら、なぜそういうことをおっしゃらなかったのか。一体これはどこに原因があるか。そういうことを究明していくと、だんだん事の次第がわかってくる。なぜ機械屋を入れられなかったのですか、その点をお尋ねいたします。

○鈴木(義)政府委員　機械関係の方をなぜ審議会に入れなかったか、こういう御質問でございます。繊維工業の安定策を考える場合に、影響するところが機械工業にございますれば、そういうふうなことも考えなければいけないこととは確かだと思えますが、実はきわめてこの問題はデリケートでございます。機械関係の方から入りたいという希望が当初ございま

た。しかしながら、よく考えてみますと、これはやはり主として繊維産業の安定をはかるためで、メンバーも大体繊維関係の方が多くなっている。そこへ少数の機械関係の方が入れられ、強く立場を主張されることはけっこうでございますけれども、審議会に参加してれば、そこである程度審議会の結論

にも責任を持たされるようなことにもなるのじゃないか。そういうふうなデリケートな関係にあるものですから、果して入れた方がいいかどうか。むしろそれよりも、自由な立場を持ちながら、その状況を見て自分の立場を主張されるのがいいんじゃないか。こういう

うふうな考えがありまして、その結果として、ただいまのようなことになったのであります。

○加藤(清)委員 語るに落ちるというのは、そういうことなんです。つまり機械産業の関係者が、かりにこの審議会へ参加しても、発言は許されるが、いよいよ採決ともなれば、その人の意見は用いられない結果が予想される、従って入れなかった、こういうことなんです。そうすると、この審議会のメンバーの構成は結局どこにウェイトがあったかという点、十大紡の言い通りになるんです。きのうあたりこそはずっと並んで見えたけれども、私はよくも石田さんがあそこまで言われたことだと思えますけれども、石田さん以外の方で賛成を唱えた人は、あれは十大紡の前ではもの言えない人ばかりです。ものを言ったら、今度は糸で、あくる日にもぐっと首を締められる。うそじゃございませぬ。そういうふうに、すでに業界には十大紡だけが非常に権力を握って、きつくて、その次に新紡、新々紡というものが位しているが、これはその材料を政府から平等に受けておらないために、外貨割当を平等に受けておらないために、どうしても大紡にたよらなければならぬんです。カード下とかコマ落ちだけは自由に買えるようになっておるが、本綿の割当になるとアンバランスがある、アンバランスどころか、最初は全然なかった。だから食う材料がないんですよ。結局その落綿を大紡から受けなければ仕事ができない。こういう状況下にあるから文句は言えない。機械屋は機械屋でどういふこと

になっているかという点、御承知の通り、これは注文洋服屋と同じなんです。お客さんが紡績なんです。この紡績の言うなりの姿、形のものを作るので、同じ綿紡の紡績といつたって、いろいろ銘柄がございまして、いろいろ種類もございまして。それは勝手に作って店に並べてどうぞ買ってもらいたいというふうな洗たく機やあるいは電着やそういうものとは違ひなんです。注文生産なんです。ちよと注文洋服と同じなんです。だから、もとを握られて、もしほんとうに繊維業界を安定させるという点になれば、このアンバランスを直す直すというところからかならず進めていく。それをそのままにして通っていく。答申もきつての言いた通りということになりますと、これは強い者を生かして弱い者が殺されていく。弱肉強食という言葉がきつていく。どこから出ましたが、そういう結果がますます助長されていく。やがては生産量から、三品市場に売り出す値段から、全部力のある者に握られてしまふ。こういう結果になるわけですね。それが果して安定になるかならないか、この点をぜひ繊維局長に承わりたい。それから引き続いて、審議会のメンバーにもし一人二人の少い代表を出した場合には、これは意見は述べられるけれども取り入れられない。つまり握りつぶしにあらうというところを、それほどよく御承知で、親切にも入れてやらなかったというところならば、一体この機械屋の意見はいつどこでこの法案に織り込むつもりでございませうか。その点を今度は重工業局長に聞きます。

○小室政府委員 大企業と中小企業との関係につきましては、私どもはできるだけ中小企業の立場を考えて行政をしていきたいという考え方でございまして、原綿の割当につきましても、現在のところ、十大紡と中小紡とを差別しての事実はいりません。むしろ非常に綿数の少ない小規模の工場に対しては、若干社会政策的な意味も加えて割当をやっております。ただ従来輸出リンクという制度がありまして、この輸出の割当の多いところというよりも原綿の割当がよいというところという形になっておりますから、従来の実績を申しますと、十大紡の方がやはり輸出のウェイトが大きいというふうなことの結果といいたしまして、あるいは綿の割当が少いという感じを受けられるかもしれないけれども、これは制度として決して差別待遇をいたしておりません。それからまた審議会につきましましては、十大紡の前では発言がでないという前提に立つて話せば、これは何もかも別でありまして、けれども、繊維産業の各界の代表、特に中小企業を代表する者は相当入っております。決して十大紡に偏したような編成はいたしておりません。

○鈴木(義)政府委員 審議会におきましては、もちろん公正な第三者も入っております。全般的な見地から、それによつて起るべき一般の影響あるいは機械工業に対する影響ということも考えられるわけではございませう。また重工業局といったしましては、審議会の推移を見ながら、また業界からその結論に対して意見をよく聞きながら、通産省の内部におきまして機械工業の実情を十分よく話し、またこれに対する対策について善処するよう努力いたしたわけでございませう。

○加藤(清)委員 それはとんでもない話なんだ。それではおそれ入ります。が、繊維局長さん、あなたは、外貨の割当が大きな紡績と小さな新紡、新々紡とは変りなく平等に行われておることとおっしゃったのですが、そういうことをおっしゃってはいけません。そんなことは言わぬ方がいいです。もしそういうふうにお答えになると、私は次に具体的に実例をあげてみまうと説明いたします。一つだけやってみまうか。あなたが繊維局長になってから少いということがない、ないというよりも少いということを私は認めます。しかし、それでは一体新紡、新々紡に本綿の外貨割当が行われたのはいつでございませうか。昭和何年何月何日ですか。こつちが答えましようか。

○小室政府委員 ただいまの点は、いづれあらためてお答えいたします。

○加藤(清)委員 そうでしよう。いつ行われたかというたら大へんなことになってくる。そんな割当にはなっていない。ものすごい較差がついておればこそ、新紡、新々紡が特別な組合を作つて、政府に再三陳情されたはずだ。あなたが繊維局長になられてからの例をもっとりましようか。ついでこの間うち、紡毛紡績界が独立しようとした原因は御存じでございませうか。同じ額の外貨を割り当てられていたうちで、梳毛紡と紡毛紡績とを比べてみれば、梳毛は大体十大紡に多い、あるいは毛の十大紡に多い。紡毛はきのうの話を思い出してしまつたように、カードやミュールをワン・セットくらいそろえてやっておるところが多いということだった。その紡毛、つまりわかりや

すく言えば、小さい方がなぜ独立をしなければならぬようになったかといへば、差別待遇が行われているからなんです。差別待遇が行われているにもかかわらず、かかるものだけは同じようにとられる。これじゃかなわぬというところ、この間うち新聞をにぎわしておつたのです。同じようにやっております。次から次へと材料が出まから、そんなことを言うまいかぬ。そこで、もう一つはメンバーでございますが、これもよく考えてもらいたい。どこから推薦されて、どうしてこういうメンバーが出たか知りませんが、これはやはり系列に入つた人ばかりです。大きな力の紡績か、ないしはその系列なんです。いわゆるその分家なんです。持ち株の株主を見てごらん下さい。そうすると、よりわかりやすくなつて、近藤紡や都築紡のように知られます。少し仕事の系列が違ひと、夏川さんのように知られて、労働組からまでやられます。それが業界の実態です。そういう大きなものないしはその系列に入るものだけが代表に出ておる。それ以外のものは出ておられません。もしおるとおっしゃるならば、ここで名前をあげて御指示願ひたい。これは全然別個の人間だといふのを一つ出してみて下さい。そうしたら、私はその持ち株から何からずつと説明しますから……。

○小室政府委員 繊維産業の各界の代表を選ばず場合には、大企業それぞれの業界、団体の理事長、あるいはこれに準ずるものを選んでおられるわけでありませう。今の系列に入っているか入って

いないかという点について一々個別の審査はいたしておれません。それから、幸いに紡毛のことがお尋ねがありました。私も、今回の割当においては、紡毛側の要求の数字は全部のんで外貨割当をいたしたつもりであります。これは紡毛の小さい業者の立場を十分考慮してはいたしたことであります。その問題が済んでからいろいろの問題にからんで脱退問題が起つたことも承知いたしておりますし、またそれが円満に解決したことも承知いたしております。

○加藤(清)委員 そのメンバーの中に、大手を握ってだれの前でももの言えるという人はこの人でございませう。これは言えないのですか。これは系列が違っている。それが大きな仕事をやらなければならぬ。それは、大和紡のスタッフを夏川さんが独占したらどういふ仕打を受けたかという事でよく御存じのはずである。あの事件が済んだらこの次はどうか。これにあらまの先まできましておつた。名前まで言いますか。都築紡です。ところが、これが火事で焼けてしまつて十億も欠損した。だからたたくことをやめて、この次は近藤紡だと言っている。ちゃんと内輪で大きな内輪争いが行われているのです。だから私はきくのも言うたのだ。ほんとに削減しようという気があるのかないのか。あなたは削減すると言つていらつしやる。機械設備の増設を禁止して、過剰設備を整理すると言つていらつしやるが、ところがこれは各企業にとつてみれば、それは自分のところの機械じゃないのです。よ。よその機械を減らそうと考えてい

る、自分のところの機械はふやそうと考えている。だからいつの場合でも、設備の確保だとか、さあこれでおしまいですよといつたら、そこでわあといふだけ込み増設が行われる。ほんとに削減しようという気があるならばこんな事態は起らないはずなんだ。ところがいつの場合だって、もうこれといつたら、自分のところはわあといふやうな運動が行われていることをあなたがよく御存じでしょう。これは今後も続く。私が審議会のメンバーをなぜこんなに熱心に言わなければならぬのかといえ、この法律がどのように作られましようとも、ほとんどの主権は審議会に委任される。それで、審議会に委任されて、そこで審議されて、そこで設備はどれだけにして、どれだけ削りましようかということがきめられる。それでなかったならば、それは自主統制でなく官僚統制である。繊維局長ないしはその他の人が、設備はこれだけでよろしい、あとは削りなさい、その削る分はどうか。この会社の方ですと言われたら、これはおさまりませう。それは官僚統制のそしりを免れませう。従つて、審議会の委員であるならば、その審議会のメンバーがやがて前と同じ形で作られるということになれば、制限をさせられるものは一体どこかといえ、表面きは優秀な機械を残して老朽の設備を削りますという事になって、削るが、ところが、老朽の設備は一体どこにあるかといえ、機械を一本一本調べてみない。きのうも、十大紡は古い設備があつて、新紡、新々紡の方が新しいと言葉が出ましたが、一部分をつかまえるとそういう答えが出

てくる。しかし全体を通算してみたら、戦後設備の入れかえがきて設備を増設したのはどこどこかといふことを一べん調べてみない。そんなことは機械屋に聞いてもわかる。どこが注文したかといふと全部大きい方です。それで、大きい方の機械が残つて、小さい方の機械の機械が削られてくる。紡績でいへば、新々紡あたりも十大紡の機械を受け売りしてきて仕事をしています。その機械が削られてくる。そう思いませんか。機械のことを聞いています。ですから、重工業局長にお尋ねしたい。

○小室政府委員 機械のことです。すが、ちよつと私から申し上げたいと思ひます。

まず第一に戦後増設されましたのはむろん大紡績もございませう。しかし、いわゆる新紡、新々紡といふものは戦後にできたものでございませう。その関係だけを言へば、新紡、新々紡はみな戦後の産物でできたものであります。また最近の増設の動きを見ましても大紡績だけが増設しておるかというところは全然ない。やはり中小紡も先ほど御指摘の通り、あるいは経済単位に持つていきたいという意向もありましよう。これはむろん中小紡も相当積極的に増設をやつております。それからまた私が何か紡績機械を全面的に削減することをねらひにしているというふうな御発言がございましたが、これは各紡績設備ごとに綿紡でありまして、か、スフ紡であるとかあるいは合成繊維紡であるとか、一々需給関係を見たら上であつて、下は当然ふやす、合成繊維の方は今後百数十万錠くらい増設しなければならぬという計算も一応

出ております。またスフ紡についても、相当増産になっておりますから、これに対応した設備といふものは認めざるを得ないという面もございませう。しかしいづれにしても、全体的に紡績設備を削減するといふことを考えておるのではなく、過剰になつておるものは増設は押えますが、必要なのは秩序のある増設を認めていきたい、こういう交通整理をねらつておるのでありますから、一言つけ加えておきます。

○加藤(清)委員 それじゃこの際誤解があるといけませんから、戦後における機械の増設の事情を私から申し上げます。うっかりすると、きのうの話でもそうなんです。新紡、新々紡だけがふえて、十大紡はあまりふえておりませんといふような発言があつたのです。が、とんでもない大間違いなんです。実際設備の更新が行われているのはこれは十大紡です。その生きた証拠がどこにあるかといへば、政府の投融資の貸し出し先はどうか。新紡、新々紡は借りましかつた。去年のだけでも百五十億も返却されているでせう。どこから返却されているのですか。返された先は十大紡です。返したのが十大紡なら、その前に借りたことがあつた。借りて設備の更新をやつたのです。新紡、新々紡はあまり借りておりません。政府は貸ししましたか、貸していません。政府はあなたたちがそういうふうにおつしやるなら、私は政府の設備更新の施策がどの程度進行しているかといふに聞きます。そうしたらお困りになるでせう。今答えたのと矛盾した答えが出てきましよう。ですから私は正面から聞いていきますから、何もあ

なたたちを非難攻撃するのではないのです。私は、業界をほんとうにあなたのおつしやるように安定させて、輸出を振興させたい、こういう立場からものを言つておるのですから、私の言うことに對してうまく言ひのがれていくという考え方でなくして、決してあなたたちが悪いのではない、きのうきよう始まつたことではないのです。それから、あなたたちが今責任者になつていらつしやるから、結局過去のことを一切引き受けて答弁しなければならぬといふ立場に立つていらつしやる。だからあなたたちを責めようといふことは少しも考えておりません。ですからそのおつもりで答えて願ひたいのです。設備は十大紡に一番多く新しい機械がございませう。それから新紡、新々紡で多いのはやはりその系列下に入るものでございませう。資本が系列下に入るか、食う材料が系列下に入るか、販売のところが系列下に入るか、あるいは銀行の關係のつながりで系列下に入るかといふわけでございませう。それでなければ銀行は融資いたしません。設備をするには銀行の裏づけがなければなりません。特に金融引き締め以來といふものは系列下の産業のみに融資された。百台か二百台を持つた小さい機械が機械の機械をふやすのにもなお銀行の裏づけが要つた。その裏づけはどうかにつながるかといへば、買つてくれる商社につながるか。その商社は間違ひのない商社である。商社の倒産が続出する時代だから無理はない。その商社はどこにつながるかといへば、原綿、原毛の買付を仰せつたところにつながるか、それはどこにつながるかといへば十大紡につなが

る、こういうことでございます。毛の方についても同じことが言える。特にひどいのです。なるほど紡毛の方は少々弱い力のものが戦後ふえたでしょう。ところが精紡、梳毛の方はもう六六六にきまっております。それ以外ではなかなかやれません。わずかにやつたのは一官の渡治と渡喜程度のもので、それ以外にはやっております。つまり大きいところがふえていったのです。小さいところは設備の更新はおろか、戦前の機械でいえば二十年以上の機械が四割余あります。そういう状態なんです。だから綿も毛もスフも全部を通算すれば、大きな方に一番新鋭機がある。悪い機械はどこにあるかといへば、これは小さい方の資本力のない、資本の裏づけのないところにいまだなおうずうずと残っております。さといよいよ今度設備を制限する、よいものは残すのだ、悪いものや老朽は切るのだということになりますと、表面きは大義名分は立ちますが、一体どこが切られるかということになりますと、これは機械でいえば小さい機械が切られる。紡績でいえば新々紡のところは切られるという結果になると思いが、これは私の勘違いでしょうか、私が何か夢でも見ておるのですか。それがよいとか悪いとかいうのじゃないのです。そういう結果になりはしないかということをお聞きののです。

それから第二に、これは今まで中小企業対策というふうな気持ちから生産制限を実施する場合に、その他においても考えておることでありまして、けれども、ごく小さいものに対しては、たとえば綿布の操短を実施する際に、十大紡以下の手持ちの少い機屋に対しては特別の取扱ひをしておるとか、いろいろの事例もございまして、小さいものは小さいものの立場をまた考えたいということも、これは一般原則として通産省のやっております。そういう考え方はむしろある程度採用して考へております。

○加藤(清)委員 私はいまの段階では過去にとらわれてきたことがよいとか悪いとかということをおっしゃるのではない。こういう結果になったのではないですか。過去の施策がそういうものであった場合にこういう結果が生じて参つたでしょう。だからさういふものをついで、この際に安定策を考へるならば、将来はこういうふうな結果をつけないかと思わざる結果が出てくるのじゃないかということをお聞きののじゃないかというのを論ずるためにお話を進めておるのですから、そのつもりでお答えを願いたいのです。とかく新しい適正な法律ができました場合には、何も繊維業界に限らず、ほかの業界でも似たようなことがありますが、その局に携つたものないしは非常に力の大きいものが、そのチャンスチャンに飛躍をして、そうしてその局に携わらなかつたものが痛めつけられていく、こういう自由主義経済の原則というものが繊維業界にも当てはめられていふようであります。具体的に申し上げますと、この間二十九条の発動と

いうことがありました。設備が多過ぎますからこれでもう削りましょう、もうこれ以上ふやすことをやめましょう、こういうことがございました。その折に私は、そういうことをやつたら大きいだけの得をして小さいのは損をしますよと言つたら、いやそんなことはないと言われたが、案の定どうでしょう。名前まで上げましょう。安藤梅吉さんのところは、わあんとふえました。ところが同じ知多郡でも十台から三十台程度のところは正直に削られました。その隣の日紡の大高工場では削るどころの騒ぎじゃない。これはもう待つてましたというわけで、これはもうん仕事をした。うそではない。これは電気がつくからわかります。音がするのですもの。あれは内緒にできないですからね。どんな機械が動いた。だから相談してみても二十九条をやつても、一向製品は縮まらなかつた。ほとんど伸びていった。もつと力のあるものはどうしたかという、縮がいつけないというならおれのところはスフをやろうというので、じゃんじゃんスフをやつた。だからスフ製品はほとんどふえた。ついでのことにスフ繊維が伸びたらスフ縮が売れるだろうから、スフ縮を作ろうというわけでスフ縮の競争をやつた。今繊維局長がおっしゃつた通りなんです。だから政府が予定していた以後はもうこれ以上要らぬからやるのを削つたら、とたんに足らぬやうになつた。輸入しなければならぬやうになつた。こういうところへしわ寄せがふつと流れていって、風が吹いたらおけ屋が喜んだというやうなものです。これと同じことが今日も言える。どういふことが言えるか、かけ込み増

設かけ込み増設という。あそこに機械屋さんが大ぜいいらつしやるようでございますけれども、かけ込み増設というのはそれが注文しておるか調べてもらはなさい。そうしたらよくわかりますから。これはどういふことか。十大紡はふやしてありますとおっしゃるが、冗談じゃありません。うまくやっております。自分のところをふやさぬで自分が株を持つておることをふやしております。そこをどんどんふやして。機械屋の方で受け取つた注文はどういうことになるかといへば、単位が千錠や二千錠や三千錠なんというものは忙しゅうても受け取つております。せん。どこのものを受け取つておるかといへば、やっぱり四万錠、五万錠といふまとまつた注文をやらざるを得ぬということになる、急ぎの用だから。今までの経験からいって上得意さんの言うことを聞かざるを得ぬ。それだから結局かけ込み増設をやつたのはやっぱり大きいところなんだ。小さいところはかけ込み増設なんかやらない。私のところは三千錠くらいはいしと注文に行つたつて、そんなものはあと回しだ、こういうことになつてゐる。これは当然の結果なんだ。こういうことかこの次のいよいよ繊維局長のおっしゃる登録をして、そうして人口調査をやつて、これだけは余分だからうば捨山に捨てましょうというときに、またぞろ行われる。それを行われないやうにはんとらうに政府のおっしゃる通り、平等に切るなら切るといふ結果を招来するには、どうしてもこのメンバールを考へなければならぬ。メンバールに考慮を加えなければならぬかと

思います、私の言つておることは夢ですか。

○小室政府委員 過剰設備の処理が公平に行われ、さらに中小企業の立場も十分に考へていけるように、審議会のメンバールについては十分考慮したい。特に中立委員等もふやしていきたい、こういう考へでおります。

○加藤(清)委員 このメンバールは政府の方の意図する通りきめることができまうのですか。それともその業界の互選とか何とかいう形で出てくるものでございましょうか。

○小室政府委員 わろん審議会の委員は政府が任命するわけでございまして、ただ業界の代表として委員が出てきます場合は、当該業界において業界を代表するような立場にある団体の理事長というような者が出て参るのが今までの例でございまして、そこに特別に欠格事由でもあれば別でございまして、やはりそういうふうな人が出てくる場合が多いのじゃないか、こういうふうな考へでおります。

○加藤(清)委員 政府の指名になりますね。その指名は、こう高いところから見ておつてあそことあそこと、これとこれ、こういうふうなきめられるのですか、それとも業界の方から選んできて、これをしてくれといったのを認められるような形になりますか、その点どうですか。

○小室政府委員 業界を代表する人を選挙場合は、むしろ業界の意見が十分徴するということになりますし、けれども、一般の例でありますと、業界の意向を一番代弁する立場にある人、たとえば紡績業会なら紡績業会の理事長とか、あるいは綿調連なら綿調連の

理事長とか、そういう地位にすわって
おるのが普通の状態であらう、こうい
うふうに思います。

○加藤(清)委員 新しい言葉で言えば
盛り上ってきた人を認める、こういう
ことですね。その場合にどの業界とど
の業界との業界ということは予定が
あるでございましょうし、またその総
体の員数が大体きまつておれば、どの
業界には何人、どの業界には何人とい
つた配分も大体きまつていっているん
じゃないかと思ひますが、それを一つこ
で御発表願ひたいのです。

○小室政府委員 今の法律が関係する
というが、法律施行の對象になるよう
な業界、これは当該業界から代表が一
人出るか二人出るか三人出るか、ある
いは労働組合の代表としてどれだけ出
るか、あるいは繊維機械の代表がもし
お入りいただけるならば、それはどう
するか、いろいろ問題はありますが、
まだどの業界から何人とか、あるいは
中立委員をだれとか、そういうふうな
具体的な人選まで入っておりませんの
で、これは結局最後に相手の承諾が必
要でありますし、まあ大体関係業界
代表もむろん入ってもらふ、中立委員
も入ってもらふ、また労働関係の人に
も入ってもらふということでありまし
て、今どの業界から何人というところ
までは申し上げる用意がありません。

○加藤(清)委員 そうするとこの法案
が通つてしまつてからそれは考えられ
る、こう解釈してよろしいですね。そ
の場合に紡績が入ることは間違いない
でしょう。それから機械、それから最
終仕上げ部門と、商社が入りますか入
りませんか。それからその内訳は、ま
た綿とか毛とか化繊とかいうふうに分

れていくでございましょうが、その際
に機械屋は一体どのくらい入るか入ら
ないか、それから労働組合の場合に、き
のうはつんばさじきに置かれてしまつ
たといつて下請の人が怒つておられ
ましたが、下請は入れるか入れない
か、労働組合を入れる場合は全織だけ
でストップで、あとは入れない御予
定ですか。ここらあたりはいかがで
すか。

○小室政府委員 結局個々の問題にな
りますので、今確答はいたしかねます
けれども、できるだけ問題のある業界
なり問題のあるところには広く参加し
ていたきたいという気持は持つてお
ります。商社などもむろん参加して
らうつもりであります。これは繊維品
の輸出貿易の正常な発展ということも
目途としております。ここで申し上げ
たことは法案が通つたときにやるつも
りでございします。

○加藤(清)委員 それでは、二十九条
の折もそうですが、うまくいった点も
あれば、きのうの参考意見のようにう
まくいっていなかった面もあるのでは
ないか。これは人の考えたことを行
うのだから、あとで変化があるのは無
理がないし、ことに景気に関するもの
ことではありますので、その景気が変動
するわけでありまして、これは無理か
らぬことと存じます。そこで、いろい
ろ変わるでありまして、しかしここ
にほとんどの実権が握られるのでござ
いますから、大体の骨子くらいは一つ
参考資料としてお示し願ひすることが親
切ではないか。それがやみくもでござ
いまして、どうなるかわからぬという
ことになりまして、これは危険だ。危険
だということになればますます反対が

強くなる、こういう結果になるのじゃ
ないかと思ひます。それでメンバー
にしろ、大体の基礎的な考え方はあ
とお示し願ひとして、しかしあととい
うことはこの法律が通つてしまつてか
らあとというところでなしに、法律の審
議中、通る前、きょうよりあととい
うことですよ。それをお示し願ひこと
として、その骨子でございしますが、先ほど
来る述べましたように、大きいこと
はかけたワケからはみ出してしまつ
て、小さいところはそのワケの中で操
作をさせられるということになります
と、これは大へん不平等な結果を來た
すわけでございします。まさか繊維局長
もそういうことをおやりになるうとは
考えていらつしやらないだらうと思
ひます。結果として平等になるように、審
議会の結論が大を生かして小を殺す
というふうなことになるぬようにす
る御用意がございしますかございま
せんか。

○小室政府委員 審議中に諮ります政
府の原案を出す際は、むろんそういう
点は十分考慮して出すつもりでおり
ます。

「小平(久)委員長代理退席、委員長
着席」
○加藤(清)委員 それではこの際、そ
こに安全弁は考えられませんか。その
安全弁として、きょうは私一人でや
っておりますが、保守党にも長谷川先生
のような機場の詳しい人がいらつ
しやうし、そこに保守とか革新とかは
言ひっこなしで、ほんとに熱心な人
どなたでもいいのですが議員を加える
用意がありますか、ありませんか。

○川野政府委員 ただいまの件でござ
います。そういう点は考えておりま
せん。

○加藤(清)委員 どういうわけで考え
ていないのですか。もしお答えしにく
ければ、大臣が見えたときでけつこう
なんです、今の繊維局長の腹として
は、議員を加えるということはどうさ
う型が一人か二人、あるいは三人か五人
か知らぬけれどもふえて、繊維局長の
仕事がいよいよくくると考えていらつ
しやるのですか。

○小室政府委員 私どもは常時商工委
員会で相当こまかいところまで御批判
を受け、御勉勵願ひつていられるわけ
です。あえてそういう必要はない
と思つております。

○加藤(清)委員 それなら申し上げま
すが、中小企業金融公庫を生み出して
す折に、ほんとうに皆さんと慎重審議
が行われたわけですか。ところが生まれ
てみて、よそで別個に屋根をふいてみ
たらどんどん違った毛色になつて、と
んでもない毛色になつていった。ああ
しまった、もう一べん元引き戻さう
じゃないかといふのでこで再三審議
をやつても、なかなか直らない。そこ
でそういうことをおもんばかつて、米
価審議会においては議員が入つて、そ
のとときそのときの空気をよく反映し
て、国民が納得するような価格にしよ
う、こういうわけで議員が入つてお
る審議会というものは相当たくさんござ
いますよ。今度の憲法の何とかがい
うも入つておるようです、それから小
選挙区の選挙法の何とかがいふのも入
つておるようです、議員の入つてお
る審議会というものは相当数え上げられ
ると思ひます。だからそれじゃなぜ議員が
入つてはいけないのかといふことを、

ここで御漏らし願ひたい。

○小室政府委員 大部分の審議会、こ
とにいろいろ種類の法律の審議会は、
今まで議員さんが入つておられないの
例でございします。

○加藤(清)委員 こういう種類と言わ
れるとおかしい。米価は一年でござ
いますよ、一年一回きめるそのことを議
員が入つてやつておる。なるほど米価
の日本経済に及ぼす影響は大きいです
が、しかし繊維の日本経済に及ぼす影
響というものはこれは重大ですよ。そ
れは今まで輸入外貨の三分の一をず
つと占めてきた、そして今日外貨の総
体がふえてきたけれども、なお四分の一
を占めておる。それから輸出の高を見
ますと、やはり三分の一以上を占めて
おる大きな仕事なんです。拡大均衡、
輸出振興ということが通産大臣のス
ローガンである。それを実行に移そう
といふことであれば、当然のことなが
らここに入れなければならぬ。なぜ私
がそういうことを特にこの問題につ
いて要請するかといふは、設備制限の問
題だけじゃなくて、輸出振興が問題に
なるからだ。御承知の通り輸出振興は、
外国との貿易よりも、賠償の問題を片
づけるということが先決条件になつて
きてゐる。その見通しはかんて、この
設備が變つてくるわけでありまして、だ
から国会の内容をよくわかられた——
何も私のような陳腐を入れると言つて
おるのではない。もっと幹部のりつぱ
な方、ここにいらつしやる委員長を入
れられるとかあるいはこの首藤先生の
ようなりつぱな人を入れる、こういう
ことならば何も悪いことじゃない。
何か私が入つて野党的にわんわんや
れたらという御心配だったら、その御

懸念は要らぬと思います。この際議員が入ることが必要だと思われるにもかかわりませず、なぜ議員は要らないとおっしゃるのですか。その理由がわからないので、一つ御説明願いたい。

○小室政府委員 それは私から御答弁すべきことかどうか知りませんが、先ほど申し上げました通り、商工委員会で行政について一から十まで御批判を受けておきまして、ここでもって十分妙なことをしないということの保障ができていますのでありますので、それでよろしいと存じております。

○加藤(清)委員 この点は繊維局長さんに答弁を願う方が無理で、だから大臣にとこう言ったのですが、大臣がいらっしゃらないようでありますから、大臣のいらっしゃる折にお願いする、こういうことにいたします。

それでは、今日の質問は私これとどめます。あとまだたくさんありますが、あとは一つ理事会できめていただきます。

○神田委員長 本日はこの程度にとどめます。次会は明日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

昭和三十一年五月十二日印刷

昭和三十一年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局